

## 相談事例

### 長時間労働・過重労働

○製造ラインの長（製造業）。毎日遅くまで残業し、徹夜の日もある。労働時間はタイムカードで管理しており、1か月100時間を超える残業をしているが、36協定の上限を超えた時間は翌月分に計上される。【40代、労働者の家族】

○電子部品の製造（製造業）。労働時間はタイムカードで管理しており、1日3時間以上、1か月100時間以上の残業をしている。また、所定休日の設定がなされておらず、休日が与えられない、定期健康診断が実施されていないなどの問題がある。【20代、労働者】

○クリーニング工場の検品・仕分け（製造業）。連日残業があり、休日出勤も多く、1か月80～100時間程度の残業をしているが、労働時間は管理されていない。【20代、労働者の家族】

○現場監督（建設業）。毎朝5時半に家を出て、帰宅は22時で、休日が1週間ない時もある。1か月100時間を超える残業をしているが、医師の面接指導は行われておらず、長時間労働、仕事のストレスが原因で、うつ病と診断された。【40代、労働者の家族】

○設計（建設業）。労働時間はタイムカードで管理しており、毎日終電がなくなるまで仕事し、1か月100時間を超える残業をしている。体調を崩さないか心配である。【30代、労働者の友人】

○トラック運転手（運輸交通業）。労働時間は日報で管理しており、長いときは1か月200時間以上、最短でも1か月80時間の残業をしている。会社も次から仕事をもらえなくなるため、仕事を断れないようだ。【40代、労働者】

○トラック運転手（運輸交通業）。労働時間は日報とタコメーターで管理しているが、人手不足を理由に、1日18時間勤務もあり、1か月平均160時間程度の残業をしている。繁忙期には休日もない。体調を崩さないか心配である。【40代、労働者の家族】

○自動車部品販売（商業）。管理監督者（営業所の室長）であるため、労働時間は管理していない。1日6時間程度、1か月150時間程度の残業をしている。【40代、労働者の家族】

○中古車販売の営業（商業）。毎日帰りが遅く、1か月100～150時間の残業をしており、2年間休日がない。最近体調を崩しがちである。【20代、労働者の家族】

○システムエンジニア（通信業）。労働時間は日報で管理しており、1か月平均100時間、長いときは1か月200時間程度の残業をしている。医師の面接指導を受けたことがない。そもそも会社に医師の面接指導制度自体ないと思う。【30代、労働者】

○病院の栄養士（保健衛生業）。人手が足りず、1か月160時間程度の残業をしているが、管理者に申し立てても改善されない。【40代、労働者】

○飲食店の店長（接客娯楽業）。労働時間はタイムカードで管理しており、1日6時間、1か月150時間を超える残業をしている。休日も週1日しかない。過労死しないか心配である。【20代、労働者の家族】

○警備員（その他の事業）。1日5時間以上、1か月100時間を超える残業をしている。人事部門のチェックにより上司が注意されたが、一向に長時間労働が改善されていない。【20代、労働者の家族】

## **賃金不払残業**

○自動車部品の製造（製造業）。1日5時間、1か月90時間程度の残業をしている。労働時間はタイムカードで管理しているが、毎月、36協定の上限（1か月45時間）を超えないように、残業時間の途中でタイムカードを強制打刻させられ、タイムカードどおりしか残業手当が支払われない。【10代、労働者の家族】

○食料品の製造（製造業）。1日5～6時間、1か月100時間を超える残業をしている。上司の指示で定時にタイムカードを打刻させられ、タイムカード打刻後の残業手当は全く支払われない。【40代、労働者の家族】

○工場の製造ライン（製造業）。1日4時間以上、1か月100時間以上の残業をしている。残業時間の途中でタイムカードを強制打刻させられるので、1か月3万円程度の残業手当しか支払われない。また、時給が最低賃金未満である。【30代、労働者】

○現場監督（建設業）。労働時間は出勤簿と残業申請書により管理されており、1日4時間、1か月80時間を超える残業をしているが、毎月3万円の残業手当しか支払われない。【40代、労働者の家族】

○電気工事士（建設業）。月に数日しか休みがないが、労働時間が管理されておらず、何日働いても22日の出勤となっており、残業手当が一切支払われない。【60代、労働者の家族】

○トラック運転手（運輸交通業）。労働時間は一切管理されておらず、休憩を除き1日12時間勤務にも関わらず、残業手当が一切支払われない。また、1日の所定労働時間が深夜時間帯を含む勤務にも関わらず、深夜手当が支払われない。【60代、労働者】

○タイヤ販売の営業（商業）。1か月80時間を超える残業をしている。労働時間は各自がパソコン入力しており、残業は事前申請制となっているが、上司に残業申請しても受け取ってもらえず、残業手当が支払われない。【30代、労働者】

○住宅販売の営業（商業）。1か月100時間程度の残業をしている。残業時間は自己申告制であるが、営業の成績が悪いことを理由に、支店長から残業申請を抑制され、半分以上の残業手当が支払われない。【30代、労働者】

○大学の事務（教育・研究業）。労働時間は各自がシステム入力しているが、上司の指示により、夜10時以降の時間の入力をさせてもらえず、労働時間が適正に把握されていない。1か月150時間程度の残業をしているが、残業手当は一切支払われない。【30代、労働者】

○障害者等入居施設のヘルパー（保健衛生業）。労働時間は出勤簿に手書きで各自記入しているが、実態どおり終業時間を記入させてもらえない。1勤務最長48時間連続となることもあり、1か月140時間程度の残業をしているが、残業手当が1万円程度しか支払われない。【60代、労働者】

○ホテルのフロント（接客娯楽業）。出勤簿に押印するだけで、労働時間を把握していない。1日24時間勤務の交替制で、月に数回、連続40時間勤務となることもあり、1か月170時間程度残業しているが、毎月5万円程度の残業手当しか支払われない。また、長時間労働と仕事のストレスが原因でうつ病と診断されており、労災請求を考えている。【50代、労働者】

○ゴルフ場の運営（接客娯楽業）。労働時間は日報で管理しており、1か月70～80時間程度の残業をしているが、残業手当が一切支払われない。労働条件通知書には、残業手当を一切支払わないと明記されている。【50代、労働者】

○レストランの調理師（接客娯楽業）。今年度は休みが1日もなく、1か月150時間程度の残業をしている。労働時間は各自がパソコン入力しているが、正しい時間を記録しても会社は後に改ざんしており、労働時間を適正に管理していない。残業手当も一切支払われない。過去に1度倒れたこともあり、体調が心配である。【20代、労働者の家族】

○リフォームの企画会社の営業（その他の事業）。1日5時間以上、1か月150～180時間程度の残業をしているが、残業手当が一切支払われない。ノルマを達成するために働き、工事代金の一部を自ら負担しているとも言っている。【20代、労働者の家族】